

令和2年4月第125回定例農業委員会総会議事録

令和2年4月10日(金)
安土総合支所3F 第2委員会室

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議第489号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第490号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第491号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

報告第298号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について
報告第299号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
報告第300号 その他の専決報告について

開会 午後1時30分

事務局長

委員の皆様ご苦労様です。

それでは、早速ですが定刻となりましたので、令和2年4月第125回定例総会の開会をお願い致します。

また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので●●会長よろしくお願いします。

議長

今年は桜の花も早く咲きまして、ちょうど満開も過ぎまして桜吹雪で、大変過ごしやすい時期になり、5月の農繁期を前にして、田植え時期、水稲の播種等、大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

みなさんマスクをしておられますが、新型コロナウイルスの関係では、制限が出され、どちらかといえば大都会の遠いところの話のような感じていましたが、先日7日と昨日と近江八幡市内でも感染者が出たということで大変身近な問題になってきました。今日も寒いという話もありますが、3つの密、密閉、密集、密接を出来るだけ避けるということで、窓を少し開け、換気をさせていただきます。気候的にはこれからよくなってきますので、換気をしながらしていきたいと思います。またマスクの着用もお願いいたします。また、委員の皆様については出来るだけ免疫力を落とさないように健康管理に十分注意を頂きたいと思います。

それでは、会議に先立ちまして、農業委員会憲章の唱和をお願いしたいと思います。

私が前文を申し上げますので、引き続き唱和をお願いします。

<農業委員会憲章の唱和>

議長

有難うございました。ご着席ください。

それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきたいと思います。

本日の現在出席委員21名、欠席の届出1名（14番●●●委員）、のとおりに、会議規則第4条第2項による欠席の届出がでております。

会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、4月総会が成立していることを報告いたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、令和2年4月第125回定例総会を、ただ今から開催します。

議 長 先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、

4番 ●●●●委員

5番 ●●●●委員

のご兩名を指名しますのでよろしくお願い致します。

議 長 次に、日程第2 議案の上程に入ります。

議第489号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを議題といたします。事務局の議案説明を求めます。

事務局 議第489号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。お手元の地図を合わせてご覧ください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和2年4月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、多賀町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,571㎡、世帯の経営面積、渡人25.7アール、受人251.7アール、今回の申請面積を合わせますと277.4アールとなります。渡人につきましては、土田町●●番地、●●●、受人につきましては、鷹飼町北●丁目●●番地●、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、高齢により管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望でございます。こちらの案件につきましては、譲受人が現在所有している畑、西庄町●●番、3,876㎡について、十分に耕作されていない状況であったため、去る4月3日に開催されました農地部会におきまして事前に提出されました畑の営農計画並びに収支計画書を元に、譲受人本人から面談を行いました。畑に対する今後の営農計画について詳しく聞き取りをしたうえで営農計画書の一部の訂正及び畑に対する耕作の誓約書の提出を求め総会までに提出されることを条件に農地部会の承認をいただきました。4月6日に営農計画書の訂正及び畑に対する耕作誓約書が提出されましたので議案とさせていただきます。

番号2、土地の所在地、津田町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、登記面積4,914㎡、世帯の経営面積、渡人83.7アール、受人0アールで今回の申請で49.1アールとなります。渡人につきましては、白王町●●番地、●●●●、受人につきましては、東近江市平田町●●番地、●●●●、契約内容は賃貸借、貸渡理由につきましては、高齢により耕作不可、借受理由につきましては、新規就農でございます。こちらの案件につきましても、

去る4月3日に開催されました農地部会におきまして、新規就農者でございます●●●●氏から事前に提出されました営農計画書並びに収支計画書を元に面談を行いました。以前、奈良県の農業法人、●●●●●●での耕作の経験があり、東近江市で試験栽培もされております。営農計画としましては、少数多品目の野菜を作付けし、販売先は試験栽培でも実績のある、●●●●●●や各料理店へのスポット販売を計画されております。

番号3、土地の所在地、船木町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積197㎡、世帯の経営面積、渡人107.9アール、受人198.8アールで今回の申請面積を合わせますと200.7アールとなります。渡人につきましては、小船木町●●番地、●●●●、受人につきましては、船木町●●番地、●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、相手方の要望、譲受理由につきましては、規模拡大でございます。

番号4、土地の所在地、馬淵町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,471㎡、同じく馬淵町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積3,093㎡、2筆合わせまして4,564㎡となります。世帯の経営面積、渡人45.6アール、受人890.2アールで今回の申請面積を合わせますと935.8アールとなります。渡人につきましては、馬淵町●●番地、●●●、受人につきましては、馬淵町●●番地●、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、離農のため、譲受理由につきましては、認定農業者であり、規模拡大でございます。

番号5、土地の所在地、日吉野町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,268㎡、世帯の経営面積、渡人50.5アール、受人126.8アールで今回の申請面積を合わせますと149.4アールとなります。渡人につきましては、上田町●●番地、●●●●、受人につきましては、鷹飼町●●番地●、●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、規模拡大でございます

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、別紙「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件及び、農地法第3条第2項第7号の周辺地域との調和条件（及び農地法第3条3項）に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長

ありがとうございました。

議題といたしました案件の中で、確認をされました担当委員の方で追加

及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委員 (特になしの声)

議長 特に補足説明もないようですので、皆様にお伺いいたします。
質問はございませんか。

委員 1番の方の営農計画書をもう少し詳しく説明してもらえませんか。3,000㎡の畑をどのように、この方はあまり農業をされていないように思いますので営農計画書を詳細に教えてください。

委員長 農地部会の報告で話をさせていただこうと思いましたが、経過について説明させていただきます。3月21日に総会が開かれまして、会長、副会長、農地部会、農政部会が決められましたが、そのあと農地部会を私が引継ぎしまして、こちらの案件が1月から継続されているということを知りまして、その翌日3月22日に●●●●委員に現地を見せてくださいとお願いをしました。現地を確認しましたら、一応耕耘はしてありましたが、これから野菜の作付けをするという話でしたが難しいなという話もございましたし、その後4月3日に農地部会で説明を聞きたいということで連絡をさせていただきました。引継ぎの中で聞いていた話では、前に今の畑も他の農地も買っておかれるのですが、豚舎の後の整地が全然できていない、そのまま放っておかれる、そのあたりの問題もあるということを知りまして、もう一つは小作、委託して他の方に作ってもらっている、本人が作っているようにはなってはいますが、流動化の話もしっかり出来ていないということでしたので、豚舎跡地の話、流動化の話を見せていただいて、まずそれを何とかするように話をさせていただきました。豚舎の跡地は、●●●●委員もご存じのとおり、業者が全部取り除いて整地をされて田んぼにされました。流動化も事務局にお願いして用紙を渡してもらい記入するように話をし、手続きをしてもらいました。畑地に野菜と果樹をするということですが、その時の計画書を見せてもらうとすごい数の品種、品目、果樹の数が書かれていました。とても出来るような内容ではないので、出来ることから進めてもらうように話をしました、現在は畝もできています。まずは過去に買われた農地が有効利用されていない状態では許可ができないという話をさせていただきました。3日の日に来ていただいてこの計画書ではだめなので、もう一度書き直してもらうように話をしました、それ

と合わせて農地部会で話だけではなく誓約書を出してもらうよう意見がありましたので、本人に話をさせていただき、4日に●●委員さんと二人で伺い、誓約書を書いてもらうように、作付け計画は現実に来ることを書いてもらわないといけないということで再度出し直してもらうように言いました。経過としてはこのような流れで話をさせていただいております。その上でまだできていない、しないとかになりますと今後一切この方については農業委員会として許可をすることは出来ないことになり、今の計画に沿ってしてもらえないのであれば、今後指導していかないといいないと思います。この地先は西庄町になりますので、金田学区の担当農業委員さんには気を付けていただきたいと思います。以上、経過説明です。

委員 農地部会の中では承認しようということで進められたのですか。

委員長 計画書の書き直しと誓約書を出してもらうことを前提で上程しようと、あとは総会の全体の中でどういう意見が出るのか、●●委員さんが八幡学区でよく知っておられるということで来ていただいてその旨の話をさせていただきました。

議長 農地部会の中でも出ていましたが、だれが見ても耕作されている農地というのが分かる状況にしてほしいということです。
他にご意見はございませんか。
他に質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。
議第489号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。

委員 (異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第489号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、原案どおり許可することに決定いたします。

議長 それでは次に、議第490号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第491号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

議第490号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和2年4月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、若宮町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積848㎡、申請人につきましては、日吉野町●●番地、●●●●、事由につきましては、貸露天資材置場でございます。

番号2、土地の所在地、若宮町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積1,383㎡、申請人につきましては、若宮町●●番地●、●●●●、事由につきましては、貸露天資材置場でございます。番号1、2の申請地は、若宮町地先の農地で、住宅、公共施設等が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、「貸し露天資材置場」です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。なお、いずれの農地につきましても、西本郷町にあります不動産会社「●●●●」が借主となっております。

番号3、土地の所在地、若宮町●●番、登記地目、畑、現況地目、宅地、届出面積231㎡、同じく若宮町●●番●、登記地目、田、現況地目、宅地、届出面積297㎡、2筆合わせまして528㎡となります。申請人につきましては、西本郷町東●●番地●、●●●●、事由につきましては、一般住宅でございます。申請地は、こちらも若宮町地先の農地で、住宅公共施設等が連たんした区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、「一般住宅」で、昭和40年に所有者の祖父が建てられた、てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号4、土地の所在地、上田町●●番●、登記地目、畑、現況地目、宅地、届出面積126㎡、同じく上田町●●番●、登記地目、畑、現況地目、宅地、届出面積79㎡、同じく上田町●●番●、登記地目、畑、現況地目、宅地、届出面積105㎡、同じく上田町●●番●、登記地目、畑、現況地目、宅地、届出面積132㎡、同じく上田町●●番、登記地目、畑、現況地目、宅地、届出面積119㎡、5筆合わせまして561㎡となります。申請人につきましては、上田町●●番地、●●●●、事由につきましては、農業用倉庫及び露天駐車場でございます。申請地は、上田町の集落内の農地で、住宅公共施設等が連たんした区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、「農業用倉庫及び露天駐車場」で、

昭和55年に所有者の父が建てられた、てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号5、土地の所在地、長光寺町●●番、登記地目、現況地目とも畑、届出面積141㎡、同じく長光寺町●●番、登記地目、現況地目とも畑、届出面積174㎡、2筆合わせますと315㎡となります。申請人につきましては、長光寺町●●番地、●●●●、事由につきましては、露天資材置場及び露天駐車場でございます。申請地は、長光寺町の集落内の農地で、武佐駅から300m以内にありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、「露天資材置場」で、申請者は集落内でガス会社の下請け業を営んでおり、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号6、土地の所在地、武佐町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積522㎡、申請人につきましては、武佐町●●番地、●●●●、事由につきましては、露天駐車場でございます。申請地は、武佐町地先の農地で、住宅公共施設等が連たんした区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、「露天駐車場」で、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号7、土地の所在地、安土町石寺●●番、登記地目、田、現況地目、畑、届出面積261㎡、申請人につきましては、安土町石寺●●番地、●●●●、事由につきましては、露天駐車場でございます。申請地は、安土町石寺地先の農地で、おおむね10ヘクタール以上の農地のひろがりがありますことから、農振白地の第1種農地と判断をいたしました。転用目的は、露天駐車場で、来客時の駐車場がないことから、申請に至りました。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

続きまして、議第491号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和2年4月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、若宮町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積853㎡、同じく若宮町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積1,068㎡、渡人につきましては、若宮町●●番地、●●●●、受人につきましては、若宮町●●番地、●●●●、代表取締役、●●●●、同じく若宮町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積926㎡、以上3筆合わせまして2,847㎡となります。渡人につきましては、若宮町●●番地●、●●●●、受人につきましては、若宮町●●番地、●●●●、代

表取締役、●●●●、契約内容は売買、事由につきましては、露天資材置場及び露天駐車場でございます。申請地は、若宮町地先の農地で、住宅、公共施設等が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買による所有権移転でございます。転用目的は、露天資材置場及び露天駐車場で、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、若宮町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積1,247㎡、渡人につきましては、京都市西京区大原野西境谷町●一●●一●●、●●●●、受人につきましては、若宮町●●番地●、●●●●、契約内容は売買、事由につきましては、露天資材置場及び露天駐車場でございます。申請地は、若宮町地先の農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地でありますことから、農振白地の第2種農地と判断をいたしました。転用目的は、露天資材置場及び露天駐車場で、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号3、土地の所在地、上田町●●番、登記地目、現況地目とも畑、届出面積114㎡、同じく上田町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、届出面積73㎡、2筆合わせますと187㎡となります。渡人につきましては、上田町●●番地、●●●●、受人につきましては、上田町●●番地、●●●●並びに●●●●、契約内容は贈与、事由につきましては、一般住宅でございます。申請地は、上田町地先の農地で、住宅、公共施設等が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、●●氏と●●氏との祖父と孫間の贈与による所有権移転でございます。転用目的は、「一般住宅」で、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号4、土地の所在地、金剛寺町●●番、登記地目、現況地目とも畑、届出面積56㎡、同じく金剛寺町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積181㎡、同じく金剛寺町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積132㎡、3筆合わせますと369㎡となります。渡人につきましては、大阪府摂津市南千里丘●番●●一●●号、●●●●、受人につきましては、金剛寺町●●番地、●●●●、代表取締役、●●●●、契約内容は売買、事由につきましては、露天資材置場及び露天駐車場でございます。申請地は、金剛寺町地先の農地で、おおむね10ヘクタールの農地の広がりがありますことから、農振白地の第1種農地と判断をいたしました。転用目的は、露天資材置場及び露天駐車場です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号5、土地の所在地、長光寺町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、届出面積274㎡、渡人につきましては、大阪府豊中市刀根山●丁目●一●●、●●●●、外1名、受人につきましては、西本郷町西●番地●、●●●●、代表取締役、●●●●、契約内容は売買、事由につきましては、太陽光発電施設でございます。

番号6、土地の所在地、長光寺町●●番、登記地目、現況地目とも畑、届出面積274㎡、渡人につきましては、長光寺町●●番地、●●●●、受人につきましては、西本郷町西●番地●、●●●●、代表取締役、●●●●、契約内容は売買、事由につきましては、太陽光発電施設でございます。番号5、6の申請地は、長光寺町地先の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買による所有権移転で、転用目的は、太陽光発電施設です。立地基準上、また代替性の観点から、やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号7、土地の所在地、益田町●●番、登記地目、現況地目とも畑、届出面積231㎡、貸人につきましては、益田町●●番地、●●●●、借人につきましては、益田町●●番地、●●●●、契約内容は使用貸借、事由につきましては、農家住宅でございます。申請地につきましては、前委員の任期ではございます3月10日の定例総会にて、ご承認をいただきました議題481号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可することについての番号1の案件でございます。

内容につきましては、益田町●●番地の農地(田)におきまして、当初、「一般住宅」の転用目的でご承認をいただいたのですが、親子間の使用貸借権の設定で「農家住宅」に変更する旨の申し出がございましたので、転用目的を「一般住宅」から「農家住宅」に変更いたしまして、改めて許可申請書の提出があったものでございます。以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

議第490号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第491号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、1番 ●●●●委員、よろしくお願いします。

委 員

去る、3月31日に、議第490号、農地法第4条第1項の規定によ

る申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 491 号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて2番●●●●委員と、21番●●●●委員と、私、及び事務局職員で現地踏査を行い、農業委員会事務局において協議した結果を報告します。別添の地図と併せてご覧いただきたいと思います。

初めに、議第490号 農地法第4条1項許可申請の案件について報告させていただきます。

最初に番号1及び番号2の案件です。

申請地は、若宮町地先の農地で、住宅、公共施設等が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、「貸し露天資材置場」です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。なお、いずれの農地につきましても、西本郷町にあります不動産業の「●●●●」が借主となっており賃貸借契約書の写しが添付されております。

次に、番号3の案件です。申請地は、こちらも若宮町地先の農地で、住宅公共施設等が連たんした区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、「一般住宅」で、昭和40年に所有者の祖父が建てられたてん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、番号4の案件です。申請地は、上田町の集落内の農地で、住宅公共施設等が連たんした区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、農業用倉庫及び露天駐車場で、昭和55年に所有者の父が建てられたてん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、番号5の案件です。申請地は、長光寺町の集落内の農地で、武佐駅から300m以内にありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、露天資材置場で、申請者は集落内でガス会社の下請け業を営んでおり、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、番号6の案件です。申請地は、武佐町地先の農地で、住宅公共施設等が連たんした区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、露天駐車場で、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。なお、申請人につきましては、牛肉の卸業をされている法人、●●●●の代表であり、申請地の南側約80mの位置に会社がございます。

次に、番号7の案件です。申請地は、安土町石寺地先の農地で、おおむね10ヘクタール以上の農地のひろがりがありますことから、農振白地の第1種農地と判断をいたしました。転用目的は、露天駐車場で、来客時の駐車場がないことから、申請に至りました。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、議第491号 農地法第5条1項許可申請の案件について報告させていただきます。

最初に、番号1の案件です。申請地は、若宮町地先の農地で、住宅、公共施設等が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買による所有権移転でございます。転用目的は、露天資材置場及び露天駐車場で、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、番号2の案件です。申請地は、若宮町地先の農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地でありますことから、農振白地の第2種農地と判断をいたしました。転用目的は、露天資材置場及び露天駐車場で、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、番号3の案件です。申請地は、上田町地先の農地で、住宅、公共施設等が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、●●氏と●●氏との祖父と孫間の贈与による所有権移転でございます。転用目的は、「一般住宅」で、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、番号4の案件です。申請地は、金剛寺町地先の農地で、おおむね10ヘクタール以上の農地のひろがりがありますことから、農振白地の第1種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買による所有権移転で、転用目的は、露天資材置場及び露天駐車場です。集落内に事業所があることから、やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

最後に、番号5、番号6の案件です。申請地は、長光寺町地先の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買による所有権移転で、転用目的は、太陽光発電施設です。立地基準上、また代替性の観点から、やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、第4条許可申請 7件、第5条許可申請 7件 計 14件の現地踏査 結果報告を終わります。

議 長 ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員 （特になしの声）

議 長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。
議第 490 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可を
することについて、及び、議第 491 号、農地法第5条第1項の規定に
よる申請に対し、許可をすることについては、ただ今の現地踏査の説明の
とおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

委 員 （異議なしの声）

議 長 ご異議なしと認めます。
議第 490 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可を
することについて、及び、議第 491 号、農地法第5条第1項の規定に
よる申請に対し、許可をすることについて、提案どおり許可相当とするこ
とに認めます。

議 長 それでは、次に
報告第 298 号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届
出の受理について、及び、報告第 299 号 農地法第5条第1項第7
号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 300 号 そ
の他の専決報告について、事務局の説明を求めます。

事務局 報告第298号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出
の受理について、を報告させていただきます。
農地法第4条第1項第8号の規定に基づき同法施行令第3条の規定によ
り、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和2年4
月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。
番号1、土地の表示、鷹飼町北●丁目●●一●、地目、田、地積106㎡、
同じく鷹飼町北●丁目●●一●●、地目、田、地積161㎡、届出受理日及
び受理番号、令和2年3月9日、423番、届出人の住所氏名、鷹飼町北
●丁目●●一●、●●●●、理由につきましては、露天駐車場でございま
す。
番号2、土地の表示、鷹会町北●丁目●一●●、地目、田、地積627㎡、

届出受理日及び受理番号、令和2年3月6日、424番、届出人の住所氏名、鷹飼町●●、●●●●、理由につきましては、露天駐車場でございます。

番号3、土地の表示、出町●●、地目、田、地積688㎡、同じく出町●●、地目、田、地積410㎡、届出受理日及び受理番号、令和2年3月24日、425番、届出人の住所氏名、鷹飼町●●一●、●●●●、理由につきましては、露天駐車場でございます。

続きまして、報告第299号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第5条第1項第7号の規定に基づき同法施行令第10条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和2年4月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、十王町●●一●●、地目、田、地積302㎡、届出受理日及び受理番号、令和2年3月6日、527番、借受人の住所氏名、栗東市下鉤●●一●、●●●●並びに●●●●、貸渡人の住所氏名、十王町●●一●、●●●●、理由につきましては、一般個人住宅、区分につきましては、使用貸借でございます。

番号2、土地の表示、鷹飼町北●丁目●●一●、地目、田、地積800㎡、届出受理日及び受理番号、令和2年3月6日、528番、借受人の住所氏名、草津市東草津●丁目●一●●、●●●●、代表取締役、●●●●、貸渡人の住所氏名、鷹飼町●●一●、●●●●、理由につきましては、宅地造成、区分につきましては、賃貸借でございます。

番号3、土地の表示、安土町下豊浦●●、地目、畑、地積92㎡、届出受理日及び受理番号、令和2年3月30日、530番、譲受人につきましては、安土町下豊浦●●、●●●●、譲渡人につきましては、安土町下豊浦●●、●●●●、理由につきましては、露天駐車場及び物置、区分につきましては、売買でございます。

番号4、土地の表示、土田町●●一●、地目、田、地積2,169㎡、同じく土田町●●一●、地目、田、地積3,108㎡、同じく土田町●●一●、地目、田、地積2,792㎡、届出受理日及び受理番号、令和2年3月30日、531番、借受人の住所氏名、大津市柳が崎●●、●●●●、代表取締役、●●●●、貸渡人の住所氏名、中村町●●一●●、●●●●並びに土田町●●、●●●●、理由につきましては、貸店舗用地、区分につきましては、賃貸借でございます。

続きまして、報告第300号、その他の専決報告について、を報告させ

ていただきます。農地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。令和2年4月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約（使用貸借を含む）の合意解約通知の受理について、こちらにつきましては、番号1から番号3までございますのでご確認いただきたいと思います。2、自己農業用施設（2アール未満）に供する農地転用（農地法第4条第1項第9号）の届出について、①土田町●●番、畑、192㎡を農業用倉庫に変更、届出人、土田町●●、●●●●、令和2年3月9日受理。

続きまして、3、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づく農業経営改善計画の認定について、3月審査会、19日審査、更新につきましては、①●●●●、馬淵町、営農類型につきましては、水稻、麦、大豆でございます。②●●●●、安土町石寺、営農類型につきましては、水稻、麦、大豆でございます。③●●●●、古川町、営農類型につきましては、水稻、麦、大豆でございます。④●●●●、野村町、営農類型につきましては、水稻、麦、大豆でございます。新規につきましては、①●●●●、小田町、営農類型につきましては、水稻、麦、大豆でございます。②●●●●、西庄町、営農類型につきましては、水稻、麦、そば、野菜でございます。以上でございます。

議 長 ただ今の、報告第298号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第299号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
及び、報告第300号 その他の専決報告について、質問等はございませんか。

委 員 （特になしの声）

議 長 それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議 長 以上で本日の総会日程は終了しました。
これもちまして第125回定例農業委員会総会を閉会します。

閉会 午後2時32分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員